

## 別表第15 避難器具の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 周囲の状況

##### ア 設置場所

避難に際し容易に接近できること。

##### イ 操作面積等

付近に当該器具の操作上支障となるものがなく、必要な面積が確保されていること。

##### ウ 開口部(器具が取り付けられるものに限る。)

容易に、かつ、安全に開放でき、必要な面積が確保されていること。

##### エ 降下空間

降下上障害となるものがなく、必要な広さが確保されていること。

##### オ 避難空地

避難上障害となるものがなく、必要な広さが確保されていること。

#### (2) 標識

適正に設けられていること。

#### (3) 器具本体

##### ア 避難はしご

###### (ア) 縦棒

変形、損傷、腐食等がないこと。

###### (イ) 横さん

変形、損傷、腐食等がなく、踏み面の滑り止めに異常がないこと。

###### (ウ) 突子

変形、損傷、腐食等がないこと。

###### (エ) 結合部等

変形、損傷、割れ、腐食、緩み等がなく堅固に結合されていること。

###### (オ) 可動部

###### a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

###### b 機能

正常であること。

###### (カ) つり下げ金具

変形、損傷、腐食等がないこと。

##### イ 緩降機

###### (ア) 調速機

###### a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

###### b 機能

正常であること。

###### (イ) 調速機の連結部

変形、損傷、腐食等がないこと。

###### (ウ) ロープ

損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

###### (エ) 着用具

変形、損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

###### (オ) ロープと着用具の緊結部

損傷、腐食、緩み等がなく、堅固に結合されていること。

##### ウ すべり台

###### (ア) 底板及び側板

表面が平滑で、滑降に支障となる段差、隙間等がなく、かつ、変形、損傷、腐食等がないこと。

(イ) すべり面の勾配  
適正であること。

(ウ) 手すり  
変形、損傷、腐食等がないこと。

エ すべり棒  
表面が平滑で、変形、損傷、腐食等がないこと。

オ 避難ロープ  
(ア) ロープ本体  
変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(イ) 結合部  
緊結されていること。

(ウ) つり下げ金具  
変形、損傷、腐食等がないこと。

カ 避難橋  
(ア) 床板、手すり等  
変形、損傷、腐食等がなく、勾配を有する床板にあつては、滑り止めに著しい磨耗等がないこと。

(イ) 接合部  
亀裂、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 可動部  
a 外形  
変形、損傷、腐食等がないこと。  
b 機能  
正常であること。

キ 避難用タラップ  
(ア) 踏み板、手すり等  
変形、損傷、腐食等がなく、踏み板の滑り止めに著しい磨耗等がないこと。

(イ) 接合部  
亀裂、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 可動部  
a 外形  
変形、損傷、腐食等がないこと。  
b 機能  
正常であること。

ク 救助袋  
(ア) 本体布及び展張部材  
損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(イ) 縫い合せ部  
損傷、緩み、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(ウ) 保護装置(斜降式の救助袋に限る。)  
損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(エ) 結合部  
損傷、腐食、緩み等がなく、本体と取付具が緊結されていること。

(オ) 可動部  
a 外形  
変形、損傷、腐食等がないこと。  
b 機能  
正常であること。

(4) 取付具及び支持部

ア 取付具  
変形、損傷、腐食、ねじれ、曲がり、接合部の緩み等がなく、支持部に適正に取り付けら

れていること。

イ 可動部

円滑に可動すること。

ウ 支持部

亀裂、変形、損傷、腐食等がないこと。

エ 固定環(斜降式の救助袋に限る。)

土砂の堆積等がなく、かつ、保護蓋が容易に開放できること。

オ ハッチ

(ア) 上蓋

開閉操作が容易にできること。

(イ) 下蓋

開閉操作が容易にでき、かつ、雨水等が溜まらない措置が講じられていること。

(ウ) 使用方法の表示

適正であること。

(5) 格納状況

ア 格納箱

変形、損傷、著しい腐食及び水の浸入等がなく、器具本体の腐食等を防止する措置が適正に講じられていること。

イ 格納状況

容易に使用できる状態で格納されていること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 器具の取付け等

開口部の開放、器具の取付け等が適正に行うことができること。

(2) 降下

器具に応じた降下が適正に行うことができること。

(3) 格納

避難器具に応じた格納が適正に行うことができること。